

平成17年5月8日 制定

# 築港緑町町内会防災会規約

築港緑町町内会

# 築港緑町町内会防災会規約

(名 称)

第1条 この会は、築港緑町町内会防災会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、会長宅に置く。

(目 的)

第3条 本会は、住民隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、災害（地震、その他）による被害防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 災害発生時における情報収集・伝達・初期消火・救出・援護・避難誘導・応急手当てに関すること。
- (3) 防災訓練に関すること。
- (4) 防災資機材の備蓄に関すること。
- (5) 前各号のほか本会の目的達成に必要な事項。

(会 員)

第5条 本会は、築港緑町町内会にある世帯をもって構成する。

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- |         |    |
|---------|----|
| (1) 会 長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名 |
| (3) 監 事 | 2名 |
| (4) 総 務 | 1名 |
| (5) 会 計 | 1名 |
| (6) 班 長 | 5名 |

2 役員は、会員の互選による。

3 役員任期は、2年間とし、再任を妨げない。

(役員の仕事)

- 第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、地震などの発生などにおける応急対策の指揮をとる。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を行う。
  - 3 監事は、会計を監査するとともに本会の業務について監査する。
  - 4 総務は、本会の庶務に関する事務を行う。
  - 5 会計は、本会の会計に関する事務を行う。
  - 6 班長は、本会の運営に参加し、会務の執行にあたる。

- (会 議)
- 第8条 本会の会議は、定期総会、臨時総会及び役員会とする。
- 2 定期総会は、年1回町内会の定期総会に合わせて開催する。
  - 3 臨時総会は、会長又は役員会が必要と認めたときに召集する。
  - 4 役員会は、会長が必要と認めたとき、又役員の2分の1以上から請求があったときに開催する。
  - 5 会議の議長は、総会については役員の中より選出し、役員会については会長又は副会長がこれにあたる。
  - 6 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- (防災計画)
- 第9条 本会は、災害による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を策定する。
- 2 防災計画は、次の事項について定める。
    - (1) 防災組織の編成及び任務分担に関すること。
    - (2) 防災知識の普及に関すること。
    - (3) 防災訓練の実施に関すること。
    - (4) 災害発生時における情報収集・伝達・初期消火・救出・援護・避難誘導・応急手当てに関すること。
    - (5) 前各号のほか本会の目的達成に必要な事項。

- (会 計)
- 第10条 本会の運営に関する費用は、各種補助金、その他の収入をもって充てる。

- 第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

- (監 査)
- 第12条 本会の監査は、毎年1回監事が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。
- 2 監事は、会計監査及び業務監査の結果を総会の報告しなければならない。

- (雑 則)
- 第13条 この規則に定めない事項で本会の運営に必要な事項は、会長が役員会に諮り定める。

#### 付 則

- 1 この規約は平成17年5月8日から施行する。

# 自主防災組織の編成と役割分担

築港緑町町内会 防災会

組 織	日 常 の 活 動	非 常 時 の 活 動
本 部	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆年間防災計画、規約の作成及び組織の役割を明確にしておく</li> <li>◆公的防災機関などとの連携を確保する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆本部員の招集とあらかじめ定められている役割分担の確認を行う</li> <li>◆各班の活動の統制を行う</li> </ul>
消 火 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆出火防止の啓発を行う</li> <li>◆火気器具、危険物の保管・管理、プロパンガスボンベの転倒防止などの呼び掛け</li> <li>◆消火用水の確保、街頭設置の消火器の点検を行う</li> <li>◆初期消火訓練を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆出火防止及び初期消火を行う</li> <li>◆消防機関に協力をする</li> </ul>
避 難 誘 導 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆一時集合場所、避難場所への経路を確認しておく</li> <li>◆危険箇所（がけ、ブロック塀など）をあらかじめ確認しておく</li> <li>◆避難訓練を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆避難場所、避難路の安全確認及び危険箇所の表示を行う</li> <li>◆公的防災機関と連絡を取る</li> <li>◆避難情報を伝達する</li> <li>◆避難広報を行うとともに避難場所などにおける秩序の維持に務める</li> </ul>
救 出 ・ 救 護 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆地域内のお年寄り、乳幼児、病人などを確かめておく</li> <li>◆応急医薬品及び資機材を備える</li> <li>◆救出・救護訓練を行う（応急手当てなどを習得する）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆負傷者の把握を行う</li> <li>◆救出活動を行い、救急手当てを行う</li> <li>◆負傷者を救護所などに搬送する</li> <li>◆お年寄り、乳幼児、病人などの安全確保を行う</li> </ul>
情 報 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆地震についての正しい知識の普及をはかる</li> <li>◆映画会、懇談会などを開催する</li> <li>◆防災マップなどを作成し、地域防災意識を高める</li> <li>◆巡回広報、情報収集、伝達訓練を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆公的防災機関から発表される災害情報を地域住民に広報する</li> <li>◆地区内の被害情况及び必要な情報を把握する</li> <li>◆公的防災機関などとの緊急連絡などを行う</li> </ul>
給 食 ・ 給 水 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆食料、飲料水などの備えを呼び掛ける</li> <li>◆必要な資機材の確保と点検を行う</li> <li>◆炊き出し訓練、給水訓練などを行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆必要に応じて炊き出しを行う</li> <li>◆食料及び応急物資の調達、配分を行う</li> <li>◆その他</li> </ul>

